

国立大学法人琉球大学会計監査人候補者の選定について

令和6年11月28日

国立大学法人琉球大学

国立大学法人は、国立大学法人法の定めにより、会計監査人の監査を受けることとされています。この会計監査人については、国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第40条により、文部科学大臣が選任することとされています。選任にあたっては、各国立大学法人から文部科学大臣へ会計監査人候補者の名簿を提出する必要があります。

つきましては、令和7年度から令和9年度において、本学の会計監査人への就任を希望する監査法人又は公認会計士の方は、別紙「会計監査人候補者選定要領」により提案書等をご提出頂きますようよろしくお願い致します。

【提案書等の提出及び問い合わせ先】

〒903-0213

沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

国立大学法人琉球大学監査室監査係 担当：町田

TEL：098-895-8984

FAX：098-895-8566

E-mail：kskaikei@acs.u-ryukyu.ac.jp

国立大学法人琉球大学会計監査人候補者選定要領

1. 会計監査人の資格

- (1) 国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第41条に定める資格を有する者（公認会計士又は監査法人）であること。
- (2) 会社法337条第3項における欠格事由のないこと。
- (3) 公認会計士法第24条、第24条の2、第24条の4、第34条の11及び第34条の11の2並びに公認会計士施行令第7条及び第15条における特別の利害関係等のないこと。
- (4) 国立大学法人琉球大学会計実施規程第14条の規定に該当しない者であること。
- (5) 本法人から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2. 任期

会計監査人の任期は、文部科学大臣による選任の日から令和7年度の財務諸表についての文部科学大臣の準用通則法第38条第1項の承認の時までとなっております。

今回の選定は複数年となるため、令和8年度及び令和9年度については、前年度監査業務の実績報告書及び次年度監査提案書をご提出いただき、本学においてその内容を評価・検証した上で、適切であると認めた場合に限り、継続して文部科学大臣へ選任を求めると致します。

なお、選定された者が行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化等により適切な監査業務を遂行することが困難であると本学が認めた場合には、選任期間内であっても選定の見直しの対象となります。

3. 会計監査人候補者選定方法

会計監査人の資格を有すると認められる者のうち、提出された提案書等により、会計監査人候補者選定委員会において内容を総合的に審査し、最も適切と思われる者を本学の会計監査人候補者として選定します。なお、審査の過程において必要に応じてプレゼンテーション審査（オンライン）を実施する場合があります。実施する場合は、事前に日程等の詳細を通知します。

4. 提出書類

①提案書（令和7年度分から令和9年度分）

提案書に記載すべき基本的な項目については、別添「提案書の記載事項」を参照ください。記載内容は、令和7年1月末現在で記載してください。

（令和7年1月末現在でない場合は、具体的な年月日を記載してください。）

②貴監査法人等の概要が記載されたパンフレット等

5. 提出期限

令和7年2月7日（金）（電子メールで提出してください。容量等の関係で、送信ができない場合は、問い合わせ先にご相談ください。）

※電子データで提出できない場合は、郵送または持参 7部

6. その他

- ①提出された提案書については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく公開を要する法人文書の対象となるため、本学に対して守秘することを要望される事項がある場合は、提案書にその旨明記してください。
- ②公認会計士法施行令第7条第1項第9号及び同第15条第4号の使用人には、非常勤講師も含まれると解され、会計監査人たる公認会計士又は監査法人の社員は、本学の非常勤講師となることができませんので、その旨ご留意ください。
- ③本学の概要及び財務状況等の情報については、下記の本学ホームページを参照してください。

- ・ 令和6年度琉球大学概要

<https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/publications/>

- ・ 令和5事業年度財務諸表等

<https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/financial/>